

大分県物産協会アンテナショップ実施要領

【出展申込】

第 1 条 大分県物産協会アンテナショップ（以下「ショップ」という。）に出展を希望する事業者は、1 商品ごとに、別紙様式第 1 号に必要事項を記入し、PL 保険加入書のコピーとともに、大分県物産協会アンテナショップ事務局（以下「事務局」という。）へ申し込むものとする。

【対象商品】

第 2 条 ショップ及びイベントにおいて販売できる商品は、大分県内において、事業者が製造販売する当該地域の特産品並びに全国各地の人気地産品とする。

【商品選定基準】

第 3 条 出展商品の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 出展する事業者が自己又は自己の名をもって生産販売する特産品等であること。
- (2) 継続して供給することができる特産品等であること。
- (3) 製造から 1 週間以上の賞味期限若しくは消費期限があるもの。
- (4) 説明文等に誇大又は虚偽の記載がない特産品等であること。
- (5) 各種法令、条例等に違反しない特産品等であること。
- (6) 特許実用新案等で係争中でない特産品等、あるいは係争の恐れがない特産品等であること。
- (7) 危険、汚破損、腐敗及び悪臭発生のおそれのない特産品等であること。
- (8) 公序良俗に反しない特産品等であること。
- (9) ナショナルブランド（大規模小売店等で全国的に販売されている）でないもの。
- (10) 商品サイズが著しく大きくないもの。
- (11) バーコード（JAN コード）を取得した商品であること。
- (12) 製造物責任保険（PL）に加入していること。
- (13) 上記以外で、大分県 PR のため、事務局が特に必要と認める特産品。

【催事申込】

第 4 条 催事販売を希望する事業者は、別紙様式第 2 号に必要事項を記入し、大分県物産協会アンテナショップ事務局（以下「事務局」という。）へ申し込むものとする。
催事販売は、商品知識のあるメーカーが直接行うものとする。

【申込期間】

第 4 条 ショップへの出展申込及び催事販売申し込みは、随時受け付けるものとする。但し、審査に 15 日程度かかるものとする。

【出展の許可】

第 5 条 本会は、出展事業者から申込書が提出された場合、事務局が選定し、出品の可否を決定し、理由を添えて別紙様式第 3 号及び第 4 号により通知するものとする。

【出展の取消】

第6条 ショップにおいて、次に定める事由に該当するときは、出展許可の取消を行い、別紙様式第5号により通知するものとする。

- (1) 出展後の1ヶ月間における販売数量が少なく、事業者が販売促進の手立てを行わない場合。
- (2) 第3条に定める商品選定基準に満たない商品を、故意又は過失により継続して提供を行った場合。
- (3) 円滑な受注・納品がなされず、欠品などによりショップに損害を与えた場合。
- (4) 要項及びこの要領に違反する場合。

【販売価格並びに価格表示】

第7条 販売価格は出展事業者が決定する上代価格（消費税込金額）を上限として表示することとする。但し、賞味期限が短期間のものについては、次条の規定に基づきショップと出展事業者の協議により、販売価格を変更できるものとする。

【値下げ及び在庫の処理】

第8条 賞味期限又は消費期限が間近（3日程度）に迫った商品は、在庫の数量に関わらず、ショップが出展事業者に連絡し、出展事業者が決定する価格で販売する。
前項の処理を行ってなお賞味期限切れ又は消費期限を迎えた商品は、特に事業者の指示がない限り、ショップが処分するものとする。なお、処分すべき商品について、出展事業者から返品の要望があった場合の配送に係る費用は出展事業者が負担するものとする。

【食品表示等】

第9条 商品に係る説明として「曖昧な表示」、「誇大な表示」及び「薬事法に抵触する表示」は行ってはならないものとする。

商品に係る表示や内容量については、次の各号に掲げる事項について表示する場合は、厳に留意して表示することとする。

- (1) 原産国表示
- (2) 製造年月日
- (3) 賞味期限
- (4) 消費期限
- (5) アレルギー起因物質表示

【出品事業者の費用負担義務】

第10条 次に定める事項に該当する費用については、出展事業者が負担する。

- (1) 販売、イベント、販売促進、商談会等のために、事業者が派遣する要員に係る費用
- (2) 出展物に係る処分に関する費用
- (3) その他、事務局において、出展事業者が負担することが妥当であるとする費用

【損害賠償】

第 11 条 出展事業者は、ショップでの適正な管理及び販売方法にも関わらず、販売した商品が原因となり事務局、または購入者、あるいは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 出展事業者は、自らの責に起因する事由により施設、または備品、あるいは商品等に損害を与えたときは、当該損害額に相当する費用を負うものとする。
- 3 出展事業者は、製造物責任保険（PL）に加入するものとする。

【その他】

第 12 条 商品の陳列については、出品メーカー又はショップが行う。

【雑則】

第 13 条 本事業実施にあたって、要綱及びこの要領に定めがない事項については、事務局及びショップが協議のうえ、定めるものとする。

附則

この要領は、平成 26 年 5 月 13 日から施行する。